景観改善推進事業



目的

魅力的かつ住みよい「集約型都市」を目指す地域等において、景観計画を策定する市区町村に対する総合的な支援を行うとともに景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に対する支援を行うことで、歴史的なまちなみや自然景観など、地域の個性や特性を活かした景観形成を図り、地域住民にとって住みよい環境を整備するとともに、内外からの観光客の訪問先となる魅力あるまちづくりを推進し、地域活性化や観光立国の実現等を図る。

支援内容

【対象事業】

- (1) 景観計画策定・改定に要する経費
- (2) 景観計画策定・改定にあたっての外部専門家登用やコーディネート活動に要する経費
- (3) 景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置 に要する経費

【補助率】

上記(1)、(2) 事業主体がa. に該当する場合 1/2 上記(1)、(2) 事業主体がb. に該当する場合 1/3

上記(3) 事業主体がa.又はb.に該当する場合 1/3



【事業主体】

以下のいずれかの要件を満たす市区町村

- a.立地適正化計画策定または策定に向けた具体的取組 を開始・公表している市区町村
- b.景観に関連のある計画等を定めている市区町村 (a.を除く)
- ※景観に関連のある計画等
- ・古都保存法に基づく歴史的風土保存計画
- ・歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画
- ・文化財保護法に基づく重要伝統的建造物群保存地区
 - 観光圏整備法に基づく観光圏整備計画
 - ・棚田地域振興法に基づく棚田地域振興活動計画



景観規制により既存不適格となった建築物の外観の塗り替え(イメージ)